

【現行計画における目標・取組状況】

■目標

目標	達成の見込み
こども等からの申立てによる審議・調査の仕組みの構築	達成
親権者等による体罰の禁止に向けた周知等の推進	達成

（直近の取組）

- こどもの権利ノートの内容を刷新、高年齢児向けリーフレットを作成、施設等への入所措置時や里親委託時にこどもに配付し説明
- 令和6年4月に大阪市児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、措置対象となるこどもからの意見表明の申立てに関し調査審議を行い、必要に応じて関係機関に意見具申
- 令和6年7月から「意見表明等支援事業」を実施しており、令和6年12月頃からアドボカシーの専門性を有する意見表明等支援員が施設等に措置されているこどもを定期的に訪問して意見表明を支援し、関係機関に対して代弁等を行う予定
- 従来からの取組である「自立支援計画の作成」「こども相談センターによる施設への訪問調査」「第三者委員の設置による苦情解決の推進」等の継続実施
- 「児童福祉審議会児童虐待事例検証部会への報告・意見聴取」について、事案分析アドバイザーによる意見聴取に加え、児童虐待事例検証第1部会へ全件報告を行うことにより適切に対応
- 体罰等によらない子育ての推進のため、毎年区役所や保育施設等にリーフレット等を送付
- 小中学校における児童虐待防止啓発授業等の実施 など

【計画期間における整備・取組方針】

令和6年度より意見聴取等措置、意見表明等支援事業を実施するとともに、児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こどもの権利擁護に係る環境を整備した。計画期間においても、これらを適切かつ積極的に推進していく。

■計画期間における整備すべき資源の見込量等

資源	現在の整備状況等	整備すべき見込量等
社会的養護に関わる関係職員、こどもに対する研修・啓発等の実施回数等	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員研修：年1回、各施設1名 こどもの権利ノート配付・説明：年1回以上 	同左
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なこどもの人数：全員 	同左
こどもの権利擁護に関する取組に係るこどもの認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> アンケート等により確認（認知度） 制度利用者に満足度を確認（利用度・満足度） 	同左
こどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 毎年意見聴取等措置時に確認 	同左
日頃から意見表明ができるこどもの割合、意見表明に係る満足度の確認体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明ができる割合：100% 意見表明を行ったこどもに満足度を確認 	同左
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会の設置及び運営体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> こどもの権利擁護部会を設置済 こども家庭課に事務局を置き運営 	同左
計画策定委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）の委員としての参画体制	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養育専門部会に2名選任 	同左